

＜ 児童手当手続き一覧 ＞

古賀市で児童手当を受給する方で、下記の異動等がある場合は**15日以内**に届出が必要です。

期間内に届出がない場合は手当が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

※窓口受付時は窓口に来られた保護者様の本人確認をさせていただきますので本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）をお持ちください。また郵送提出（可能なもののみ）の場合は、提出書類と添付書類（手続きに必要なもの）のコピーに併せ、受給者（請求者）の本人確認書類のコピーも同封し送付してください。

	＜異動事由＞	＜手続き内容＞	＜提出書類＞	＜添付書類：手続きに必要なもの＞	＜郵送提出＞
出生	● はじめてのお子様誕生				
	・ 児童と同居	新規申請	認定請求書	請求者と配偶者のマイナンバーがわかるもの 手当を振込む請求者名義の口座の通帳 請求者の健康保険証	可
	・ 児童と別居	新規申請＋別居監護申立	認定請求書＋別居監護申立書	（児童が古賀市外に住民票がある場合は上記に加え児童のマイナンバーがわかるもの）	不可
	● 第2子以降のお子様誕生				
出生	・ 児童と同居	額増額申請	額改定認定請求書	請求者の健康保険証	可
	・ 児童と別居	額増額申請＋別居監護申立	額改定認定請求書＋別居監護申立書	（児童が古賀市外に住民票がある場合は上記に加え児童のマイナンバーがわかるもの）	不可
	● 他市町村から転入				
	・ 世帯全員	新規申請	認定請求書	転入前市町村からの連絡票 請求者と配偶者のマイナンバーがわかるもの 手当を振り込む請求者名義の口座の通帳 請求者の健康保険証	可
お引越し	・ 受給者のみ	新規申請＋別居監護申立	認定請求書＋別居監護申立書	上記に加え配偶者及び児童のマイナンバーがわかるもの	不可
	・ 児童手当の対象となる児童や配偶者が古賀市に転入した	住所変更	氏名住所等変更届		可
	● 古賀市外へ転出（海外転出を含む）				
	・ 世帯全員で転出	消滅	受給事由消滅届		不可 ※転出消滅となる場合は転出先への連絡票を窓口でお渡しします。
	・ 受給者のみ転出	消滅	受給事由消滅届		
	・ 児童手当の対象となる児童が転出し、以後も監護する	別居監護申立	別居監護申立書	児童の住所地がわかるもの	
	・ 児童手当の対象となる児童が海外留学し、以後も監護する	海外留学に関する申立	児童手当に係る海外留学に関する申立書	留学の事実がわかる書類	
	・ 児童手当の対象となる児童が転出し、以後は監護しない	消滅 または 額減額申請	受給事由消滅届 または 額改定届		
	● 古賀市内で転居				
	・ 世帯全員で転居	住所変更	氏名住所等変更届	※世帯の状況に変化なければ届出不要	可
・ 世帯の一部が転居（※受給者と児童が別居）	別居監護申立	氏名住所等変更届＋別居監護申立書		不可	
● ※市外在住の配偶者や児童が転居					
・ 古賀市に住民票がない配偶者や児童が引越しした	住所変更	氏名住所等変更届	配偶者や児童の住民票（コピー可）	可	
氏名	・ 受給者、配偶者、児童等の氏名が変わった	氏名変更	氏名住所等変更届		可
	・ 受給者の氏名変更により口座名義も改姓した	口座の変更	支払金融機関口座変更届	改姓後の口座名義の通帳	
口座	・ 振込口座を変更する（受給者本人名義のものに限る）	口座の変更	支払金融機関口座変更届	変更する口座の通帳	可

	<異動事由>	<手続き内容>	<提出書類>	<添付書類：手続きに必要なもの>	<郵送提出>
離婚	● 離婚し児童と引き続き同居				
	・ 受給者が離婚	配偶者の登録抹消	氏名住所等変更届	離婚したことがわかる書類（戸籍抄本等）	可
	・ 離婚協議等により同居優先認定されている受給者が離婚	同居優先認定（同居父母）解除	児童手当等の受給資格に係る申立書	離婚したことがわかる書類（戸籍抄本等）	不可
	● 離婚し児童と受給者が別居				
・ 離婚し児童を養育しなくなった	現受給者の消滅	受給事由消滅届		可	
・ 離婚し元配偶者が児童を養育することになった	児童と同居する保護者へ受給者変更	認定請求書 児童手当等の受給資格に係る申立書	離婚したことがわかる書類（戸籍抄本等） 手当を振込む請求者名義の口座の通帳・請求者の健康保険証	不可	
離婚協議	● 離婚協議開始により児童と受給者が別居し、配偶者が児童と同居（同居父母）				
	・ 離婚協議等により児童を養育していない	現受給者の消滅	受給事由消滅届		可
	・ 離婚協議等により配偶者と生計を別にし児童を養育している	児童と同居する保護者へ受給者変更	認定請求書 児童手当等の受給資格に係る申立書	離婚協議をしていることがわかる書類 手当を振込む請求者名義の口座の通帳・請求者の健康保険証	不可
婚姻	・ 受給者が婚姻した	配偶者の登録	氏名住所等変更届	婚姻したことがわかる書類	可
	・ 受給者が婚姻し、配偶者と児童の養子縁組が成立した	配偶者の登録・所得審査 （受給者変更）	氏名住所等変更届 （認定請求書）	養子縁組したことがわかる書類 （現受給者と配偶者は所得が逆転した場合は受給者変更）	不可
DV	・ 配偶者からの暴力等により住民票の所在地は古賀市ではないが実際は古賀市に住んでいる	新規申請	認定請求書	公的機関からのDV証明・請求者と児童の保険証 請求者と児童のマイナンバーがわかるもの 手当を振込む請求者名義の口座の通帳	不可
父母指定者	・ 児童の父母等が日本国内に住所を有さず、日本国内に居住している児童を養育することになった	新規申請 父母指定者としての登録	認定請求書 父母指定者指定届	請求者のマイナンバーがわかるもの 手当を振込む請求者名義の口座の通帳・請求者の健康保険証	不可
	・ 児童の父母等が帰国し、父母等が児童を養育することになった	消滅	受給事由消滅届		不可
公務員	● 公務員になった（公務員の方は職場から手当が支給されますので本市で消滅後職場に申請してください。）				
	・ 公務員になった	消滅	受給事由消滅届	公務員になったことがわかる書類	不可
	● 公務員でなくなった				
・ 退職等により公務員でなくなった（出向等により職場から手当を受けられなくなった場合を含む）	新規申請	認定請求書	公務員を退職したことがわかる書類 請求者と配偶者のマイナンバーがわかるもの 手当を振込む請求者名義の口座の通帳・請求者の健康保険証	不可	
死亡	● 受給者が死亡				
	・ 受給者が死亡した	消滅・未支払請求 受給者変更	受給事由消滅届 未支払請求書 認定請求書	児童名義の口座の通帳 手当を振込む新請求者名義の口座の通帳 新請求者の健康保険証	不可
	● 児童が死亡				
	・ 児童が死亡した	消滅または額減額申請	受給事由消滅届 または 額改定届		不可
年金	※年金区分の変更（厚生年金（社会保険）⇔国民年金（国民健康保険））				
	・ 転職等により年金区分が変わった	被用者・非被用者区分変更	氏名住所等変更届	受給者の保険証	可
所得	※税の変更をおこなった・・・まずは電話連絡をしてください。所得額によって手当区分の変更があった場合は別途手続きあり。				
	・ 所得の修正申告等変更をした	手当区分の再判定		申告内容がわかる書類の提出が必要な場合あり	不可

⑨ 郵送提出不可の手続きについては状況等を窓口で確認させていただきます。

⑩ ※印は令和4年6月より新たに届出が必要となったものです。